

## 海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針についての意見

平成 26 年 2 月 28 日  
海岸漂着物対策専門家会議

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）については、平成 21 年 7 月 15 日に国会において全会一致で成立し、公布された。同法の附則においては、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。平成 24 年 7 月で施行後 3 年が経過したところでもあり、本専門家会議では、海岸漂着物対策推進会議の依頼を受け、同附則の趣旨を踏まえた検討を以下のような日程で鋭意進めてきた。

平成 24 年 12 月 11 日 第 6 回海岸漂着物対策専門家会議  
平成 25 年 2 月 15 日 第 7 回海岸漂着物対策専門家会議  
平成 26 年 2 月 28 日 第 8 回海岸漂着物対策専門家会議

これまでの 3 回にわたる検討の結果を踏まえ、本専門家会議では、標記について別紙のとおり委員の意見を集約し整理したところ、関係省庁等においては、この整理を踏まえ、海ごみ問題の更なる進展に向けて一層の努力を払われたい。

以上

# 海岸漂着物処理推進法に係る現状の課題と方針について(別紙)

## 課題1:発生抑制対策の更なる推進

⇒長期的な視点に立って、関係省庁、地方公共団体、民間団体、周辺国等との連携・協力を努める。

## 課題2:必要な予算の確保と効果の把握

⇒各種調査も含め引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、海岸漂着物に係る各種施策の効果把握する。

## 課題3:漂流・海底ごみの対策

⇒海岸漂着物と異なり、地方公共団体等回収・処理の責任者を特定することは困難。ただし、回収・処理に係る取組を早期に開始する必要性は高い。

上記の整理を踏まえ、海岸漂着物については、現行の法及び基本方針を踏まえ、引き続き各種対策に取り組む。また、漂流・海底ごみについては、回収・処理に係る取組が可能となるよう、必要な支援措置について検討する。